

鴨川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 29 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第 30 号

鴨川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
鴨川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年鴨川市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 20 条」を「第 21 条」に改める。

第 14 条第 3 項第 2 号中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に改める。

第 15 条第 2 項中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に、「時間）」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該第 1 号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 12 条関係）

1 週間の勤務日の日数		5 日以上	4 日	3 日	2 日	1 日
在職する期間の勤務日の日数		217 日以上	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
任期	6 月を超え 1 年以下	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日
	5 月を超え 6 月以下	7 日	5 日	4 日	2 日	1 日
	4 月を超え 5 月以下	5 日	3 日	2 日	1 日	1 日
	3 月を超え 4 月以下	3 日	2 日	1 日	1 日	0 日
	2 月を超え 3 月以下	2 日	1 日	1 日	0 日	0 日
	1 月を超え 2 月以下	1 日	0 日	0 日	0 日	0 日

備考 この表において、1 週間の勤務日の日数が「5 日以上」の場合には、1 週間の勤務日が 4 日以下で 1 週間の勤務時間が 29 時間以上である場合を含むものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。